山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も優れた提案及び能力を有する者を本業務の優先交渉権者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務

(2) 業務内容

本業務は、令和3年度に策定した山形市立病院済生館 新病院整備基本構想(以下「基本構想」という。)の内容等をより詳細に取りまとめる「山形市立病院済生館 新病院整備基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定支援のほか、新病院整備に関し必要な支援を行うものである(詳細は本業務仕様書による。)。

なお、プロポーザル実施を経て優先交渉権者を決定後、仕様の最終調整を実施するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

(4) 見積上限

30,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 山形市契約規則(昭和39年山形市規則第18号)第25条第2項に規定する競争入札 資格者名簿に、参加に係る必要書類の提出期限までに登載されていること(山形市 病院事業財務規程第94条第2項の規定により、当該登載をもって病院事業の競争入 札参加資格者名簿に登録された者とみなす。)。また、山形市(山形市立病院済生 館を含む。)の指名停止期間中でないこと。
- (3) 下記のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされた者

イ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て(同法第30条第

- 1項各号のいずれかに該当する場合を除く)がなされた者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法第41条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く)がなされ、かつ同法に基づく 更生計画がその効力を生じていない者
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(同法に基づき当該申立てが棄却された場合を除く)がなされ、かつ同法に基づく再生計画がその効力を生じていない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 山形市暴力団排除条例(平成23年山形市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 過去10年間(契約(業務)終了日が平成25年4月1日以降)に、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者、国立病院機構又は地方医療機能推進機構の開設する病院若しくは同法第31条に規定する公的医療機関のうち、建設後の許可病床数(当該許可が未了の場合は基本計画に記載された予定病床数)が400床以上の病院について、新築又は全面改築に係る基本計画(病院の部門別の整備計画や土地利用等の設計与条件を定めた計画をいい、名称の異なる計画又は構想等を含む。)の策定に関する業務を、元請けとして5件以上受託し、履行完遂した実績を有すること。
- (10) 本業務の統括責任者(本業務を統括しその責任を負うべき者をいう。以下同じ。) 及び主任担当者(本業務の実務を主となって担当する者をいう。以下同じ。)には、 自社に所属する者の中で、上記(9)のうち1件以上の業務の履行に統括責任者又は主 任担当者(職名を問わずこれらと同様の立場で業務に従事する者を含む。)として 携わった実務経験を有し、次のア又はイに掲げるいずれかの資格を有する者を充て ること。なお、いずれも応募の時点で資格を有することとする。
 - ア 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサル タント
 - イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
- (1) 本業務の担当者には、(10)ア及びイのそれぞれの資格について、当該資格を有する者を少なくとも2名以上充てること。なお、総括責任者及び主任担当者についても担当者として取り扱って差し支えなく、1人が複数の資格を有する場合には各資格についてそれぞれ1名と取り扱って差し支えないものとする。

4 本件に関する質疑

- (1) 本件に関する質疑については、質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はファクシミリにより送信すること(送信先は14を参照)。
- (2) 受付期間は、令和5年4月12日(水)正午必着とする。
- (3) 受け付けた質疑に対しては、令和5年4月17日(月)までの山形市立病院済生館 公式ホームページ(https://www.saiseikan.jp/。以下「ホームページ」という。) への掲載をもって回答とする。

5 参加方法

- (1) 日程
 - ア 実施要領等の配布期間:令和5年4月6日(木)~4月20日(木)
 - イ 実施要領等に関する質問期間:令和5年4月12日(水)正午まで
 - ウ 質問に対する回答:令和5年4月17日(月)まで
 - エ 参加表明書提出期限:令和5年4月20日(木)午後5時まで
 - オ 第1次審査(参加資格要件審査)の結果通知:令和5年4月24日(月)まで
 - カ 企画提案書類提出期限:令和5年5月10日(水)午後5時まで
 - キ 第 2 次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) の実施: 令和 5 年 5 月 16 日 (火) 予定
 - ク 選定結果の通知、業務委託契約:令和5年5月下旬予定
- (2) 公募に係る資料等の入手方法 参加表明書その他公募に係る資料・様式は、ホームページからダウンロードすること。
- (3) 参加表明手続

本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定めるところにより、参加表明手続を行うこと。

ア 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

	名称	様式及び添付書類等
(7)	参加表明書	(様式第2号)
(1)	事業者概要等整理表	(様式第3号)
		・法人登記簿謄本、財務諸表(直近決算時の貸借対照
		表及び損益計算書)及び組織図を添付すること。
(ウ)	納税証明書	・国及び地方公共団体の発行するもの(写し可)。
		・参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明
		書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すも
		のに限る。

		・複数の事業所を有する場合の地方税については、当 該業務を主に担当する事業所が属する地方公共団 体のものを提出すること。
(I)	誓約書	(様式第4号)
(才)	秘密保持誓約書	(様式第5号)
(力)	業務実績書	 (様式第6号) ・3(9)に該当する業務について、履行実績を示す契約書の写し(両面印刷とし、金額や守秘義務により公表できない部分は黒塗り等でも可とする。)を、記載した業務につきそれぞれ1部ずつ添付すること。

イ 提出方法

「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持 参又は郵送(書留郵便とし、提出期限必着とする。)により提出すること。

ウ 提出部数

各1部とする。

エ 提出期限

令和5年4月20日(木)午後5時とする。なお、受付は、土曜日、日曜日及び 祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。)

才 提出先

〒990-8533 山形県山形市七日町一丁目3番26号

山形市立病院済生館管理課

カ 第1次審査(参加資格要件審査)

提出書類に基づき、参加資格要件について審査を行う。

当該審査は非公開とし、審査結果は令和5年4月24日(月)までに、アの書類を提出した者(以下「参加表明者」という。)に対し個別に通知する。

(4) 企画提案書類の提出

(3)カの審査の結果、参加資格を有すると認められた者(以下「参加資格者」という。)は、次に定めるところにより、企画提案書類の提出を行うこと。

ア 提出書類

提出書類は次のとおりとする。(ア)から(エ)の順に綴り、ページ数の算定対象となる書類にページ番号を付すこと。

	名称	様式及び添付書類等					
		(様式第7号及び同別紙又は任意様式)					
(7)	企画提案書	・別紙1「提案課題」による。					
		・別紙1「提案課題」の提案課題項目(提案課題1					

		~提案課題4)の全てについて、どの課題に対する提案か判別できるように、それぞれ冒頭に「提案課題1」等の見出しをつけて作成すること。 ・A4判縦(必要に応じてA3判の折込み可)、横書き、左綴り、両面印刷とする。 ・片面1ページ、両面2ページとして扱うこととし、A3判は片面2ページ、両面4ページとして扱う。・企画提案書類のページ数は、かがみ文(様式第7号)及び(イ)から(エ)の書類を除き10ページ程度とし、ページ番号を付すこと。 ・提案課題項目ごとのページ数は任意とする。・文字サイズは11ポイント以上を基本とする。・上記の条件を満たしていれば、かがみ文以外の提案書類については、様式第7号別紙によらず、PowerPoint等を用いた任意の書式で作成しても差し支えない。
(1)	業務実績書	(様式第6号)・ア(か)と同じものを再度提出すること。ただし、契約書の写しは除くこと。
(ウ)	業務実施体制 •配置予定者調書	(様式第8号)・統括責任者及び主任担当者については、配置予定者調書に詳細を記載すること。・「同種業務の実績」の欄には、3(9)に該当する業務のみ記載すること。
(I)	経費見積書	(様式第9号)・消費税及び地方消費税相当額を含む金額で提出すること。・積算根拠を示す資料(任意様式)を添付すること。

イ 提出方法

「公募型プロポーザル企画提案書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限必着とする。)により提出すること。

ウ 提出部数

正本1部、副本7部及び電子データ($\mathcal{P}(\mathcal{P})\sim(\mathbb{Z})$ を \mathcal{P} DF形式の \mathcal{P} 1ファイルにまとめたもの)を格納した \mathcal{P} D-R又は \mathcal{P} DVD-R1部

エ 提出期限

令和5年5月10日(水)午後5時とする。なお、受付は、土曜日、日曜日及び

祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

才 提出先

〒990-8533 山形県山形市七日町一丁目3番26号 山形市立病院済生館管理課

6 選定方法

(1) 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、山形市立病院済生館 新 病院整備基本計画策定等支援業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

委員会の構成は次表のとおりとする。

委員長	病院事業管理者
副委員長	事務局長
委員	副館長(1名)
委員	管理課長

(2) 優先交渉権者の選定

第2次審査は、参加資格者について評価基準(別紙2)により採点をした結果、合計点が最も高い者を第1優先交渉権者として選定し、次点を第2優先交渉権者と して選定する。

ただし、合計点が満点の6割に満たない者は、優先交渉権者となり得ない。 なお、最高得点を得た者が複数存在する場合は、経費見積額が低い事業者を選定 する。さらに経費見積額が同額の場合は、抽選とする。

また、参加資格者が1者のみの場合であっても審査を実施し、その者の合計点が 満点の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

ア実施予定日時及び場所

令和4年5月16日(火)(予定) 山形市立病院済生館

※詳細については、5(3)カの審査結果と併せて通知する。

※オンラインによる実施等、対面形式とならない方法により実施する場合がある(オンラインによる実施の場合、zoomを使用することとする。)。

イ 審査手順

- (ア) プレゼンテーションの順番は、抽選とする。
- (4) プレゼンテーションの時間は、20分程度とする(ヒアリングの時間は除く。)。
- (ウ) 出席者は、4名以内(統括責任者及び主任担当者を含む。)とする。
 - ※第1次審査の結果通知とともに送付する「企画提案ヒアリング等出席報告書」 により報告すること。

ウその他

- (ア) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書類に基づくものとするが、概要版及びプロジェクターによる説明も認める。企画提案書類に記述の無い単語・図表の利用は認めない。
- (4) プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは病院側で準備するが、パソコン等は提案者側で準備すること。
- (対) 審査の経緯及び内容並びに審査結果に対するに関する問合せ及び意義は、一切受け付けない。
- (エ) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は、一切認めない。
- (オ) プレゼンテーションは非公開とする。
- (カ) プレゼンテーションの実施日や実施方法等については、変更する場合がある。

7 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は下記のとおり、参加資格者(12により辞退した者を除く。)に対し書面により通知するとともに、ホームページにおいて公表する。
 - ア 通知及び公表の時期 令和5年5月下旬(予定)
 - イ 公表内容

優先交渉権者の名称及び評価点数

(2) 選定結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

8 優先交渉権者との協議

第1優先交渉権者は、山形市病院事業管理者(以下「管理者」という。)と仕様及 び価格等を協議の上、管理者の決定を受けることにより受託者となる。ただし、第1 優先交渉権者と協議が整わない場合、管理者は第2優先交渉権者と協議を行うことと する。

なお、優先交渉権者は、上記協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

9 契約及び支払方法

受託者は、管理者と契約を締結し受託業務を実施する。管理者は、業務終了後、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

10 参加表明者の資格喪失

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、当該参加表明者は参加資格を失うものとし、既に提出された書類は無効とする。

- (1) 3各号の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載を行ったことが判明した場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、管理者又は委員会が失格と認めた場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

11 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと管理者が判断したときは、中止する場合がある。この場合において、参加表明者は、一切の経費について管理者に請求できない。

12 参加の辞退

参加表明者が辞退する場合には、参加辞退届(様式第10号)により届け出ること。

13 その他

- (1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書類の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 本業務の受託者及びその再委託先等については、本業務の後に管理者が別途発注する業務の受託に係る制限は設けないものとする。

14 本件に関する問い合わせ先

〒990-8533 山形県山形市七日町一丁目3番26号

山形市立病院済生館管理課

電話 023-625-5555 内線2328,2391

FAX 023-642-5080

Eメールアドレス mail@saiseikan.jp

(別紙1)

山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務委託に関する公募型プロポーザル提案課題

【提案課題1】

「部門別計画」(仕様書 5 (1) イをいうものとします。)を高い精度でかつ効率的に 策定するための進め方や検討体制、スケジュール等について、貴社の考えを記入して ください。

【提案課題2】

「施設整備計画」(仕様書 5 (1) ウをいうものとします。)を高い精度でかつ効率的に策定するための進め方や検討体制、スケジュール等について、貴社の考えを記入してください。

【提案課題3】

基本計画策定段階における整備手法の検討内容や、建設コスト又はランニングコストの抑制のために考えられる対策等について、これまでの実績を踏まえ、貴社の考えを記入してください。

【提案課題4】

貴社が本業務を受託するにあたり、特に対応し得る業務項目があれば提案してください。

(別紙2)

評価基準

評		評価の視点		評価および評価点数					
価項目				良好	普通	やや不十分	不十分		
A 業 務	業務体制	本業務を円滑に遂行するための人員体制の 構築状況について、調書及びヒアリング等から 総合的に評価する	30点	24点	18点	12点	6点		
35実施体制	業務実績	総括責任者及び主任担当者について、 類似業務の実績内容及び携わった立場を評価する	10点	8点	6点	4点	2点		
担当者	専任制	主に主任担当者の手持ち業務の内容及び 件数等から、本業務への専任制の高さを評価する	10点	8点	6点	4点	2点		
	A 小 計			(50点満点)					
	課 題 1	それぞれの課題における提案内容について、 - 的確性、実現性、具体性等の視点に基づき 総合的に評価する	15点	12点	9点	6点	3点		
	課 題 2		15点	12点	9点	6点	3点		
B 企 画	課題 3		15点	12点	9点	6点	3点		
四提案 内容	課 題 4		15点	12点	9点	6点	3点		
40	業務理解	企画提案の内容全般における、基本構想の内容や 新病院整備に関する当院特有の状況等、 本業務に対する理解度を評価する	20点	16点	12点	8点	4点		
	独自性	企画提案の内容全般における、自社の経験や 知識、情報等を活かした独自のアイディアや 強みの発揮度合い等を総合的に評価する	20点	16点	12点	8点	4点		
	B 小 計		(100点満点)						
C プレゼ	取組意欲	本業務に取り組む姿勢や意欲、熱意等を評価する	15点	12点	9点	6点	3点		
ヒアリング	応答能力	プレゼンテーション及び質疑応答について、 説得力やわかりやすさを評価する	15点	12点	9点	6点	3点		
ン	C 小 計		(30点満点)						
D 経費	経費見積	見積額及び見積内容について、提案内容との 整合性や妥当性、金額の優位性等を総合的に 評価する	20点	16点	12点	8点	4点		
, i		D 小 計	(20点満点)						
	슴 計			(200点満点)					